



米国 ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制について

KDDI総研 制度・政策G 研究主査 藤崎 太郎

1 はじめに

2007年12月21日、日本では、改正放送法が成立し、マスメディア集中排除原則^①（用語解説）に関連する規制が大幅に緩和されることになった。今回の改正は、放送法が成立した1950年以来、最も大きな改正の一つであるといえ、デジタル化、IT化への対応に迫られ巨額の設備投資が必要とされるマスメディア業界の再編成を促す契機になるものとして注目される（【図表1】参照）。

【図表1】改正放送法（認定放送持株会社制度の導入）の内容

複数の地上放送事業者の子会社化を可能とするマスメディア集中排除原則の適用緩和や外資規制の直接適用等を内容とする「認定放送持株会社制度」を導入する。省令案では、「放送対象地域が重複しないこと」、「放送対象地域の数（関東・中京・近畿の広域局は、都府県の数）の合計が12以下であること」など、一定の条件に適合する「認定放送持株会社」の子会社は、原則として放送事業者になれる旨の特例を定めることとしている。

（総務省「放送法等の一部を改正する法律の概要」（2007.12.28）等を参照）

一方、米国では、同時期の12月18日、米連邦通信委員会（Federal Communications Commission：以下「FCC」）により、マスメディアの所有規制^②（用語解説）に関する2件の裁定が採択された。

一件は、「新聞／放送局の相互所有規制（Newspaper/Broadcast Cross-Ownership Rule）」の緩和（FCC07-216）、もう一件は、多チャンネル映像番組配信事業者



^①（用語解説） 「マスメディア集中排除原則」、「マスメディア所有規制」とは、1つの放送事業者が所有できる放送局数及びテレビ・ラジオ・新聞の3者間での相互所有に関する規制のことをいう。日本では、「マスメディア集中排除原則」、米国では、「マスメディア所有規制」と呼ばれている。（出典）田川義博「日米におけるメディア所有規制」（株）情報通信総合研究所 InfoCom REVIEW 第33号、2004）

(Multichannel Video Programming Distributors : 以下「MVPD」) の競争促進を図る「ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制 (Cable Horizontal Ownership Limit)」の設定 (FCC07-219) である (【図表2】参照)。

【図表2】FCC 所有規制に関する2つの裁定

FCC07-216	新聞 / 放送局の相互所有規制 (FCC Adopts Revision to Newspaper/Broadcast Cross-Ownership Rule)
FCC07-219	ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制 (FCC Adopts Rules to Promote Video Programming Diversity by Ensuring New Video Programmers Can Enter and Compete in Video Market)

米国のマスメディア業界でも、地上デジタル放送への完全移行 (2009年2月予定) を控える中、デジタル化、IT化への対応が重要な点は日本と同様であり、今回のFCCの裁定がマスメディア業界の再編の動向に与える影響は小さくない。

その中で、ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制については、AT&T、Verizon がいわゆるトリプルプレイサービスの一環として参入したMVPD市場において、圧倒的な地位を誇るケーブルテレビ事業者に対する規制が設定されたものであり、規制緩和の流れに逆流する様相を呈している点で興味深い。

本稿では、MVPD市場の動向を踏まえながら、今回採択された「ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制」を中心に、その内容、採決に至る背景、経緯等を概観する。

2 米国のマスメディア業界の概況

1996年電気通信法 (Telecommunications Act of 1996) の制定によって、規制緩和を進め市場競争の活性化の中で、国際競争力のあるメディア事業を育成していこうという政策の方向性がより明確になったことで米国のメディア再編に一層の拍車をかけることになった。(中略) 大手メディア資本どうしによる一連のメディア再編では、異業種メディア事業者間の垂直的統合^{①(脚注)}によって、効率的な事業運営を可能とし、究極的には自社完結型のメディアビジネスが展開されることになる^{②(出典)}。

例えば、2001年、インターネット事業者最大手のAOL (America Online) とTime Warnerとの合併により世界最大の複合メディアAOL Time Warner (現Time



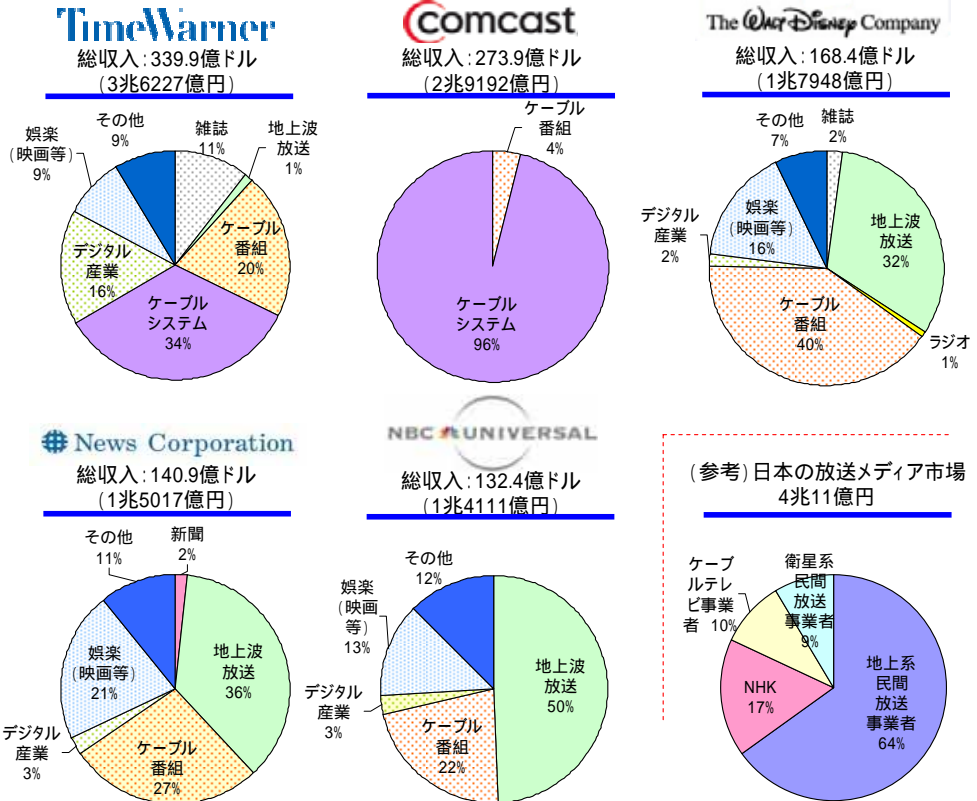
①(脚注) 垂直的統合 (垂直的所有) とは、例えば、情報やコンテンツの発信・流通・受信の段階を統合することである (詳しくは後述、6ページ参照)。

②(出典) 舟田正之、長谷部恭男編「放送制度の現代的展開」(有斐閣、2001)

Warner) が誕生したことは記憶に新しい^① (脚注1)。

米国には、Time Warner^② (脚注2) を筆頭に、Comcast、Walt Disney Co.など、いわゆる巨大メディア (megamedia) と称される企業グループが複数存在する。米国メディアの主要5グループの売上構成 (【図表3】参照) 及び巨大メディアの主要関連メディアを示す (【図表4】参照)。

【図表3】米国メディア主要5グループの売上構成 (2006年) ^③ (換算レート)



(図表注) 米国のメディア・エンターテインメント市場規模は約 59 兆円、放送メディア市場規模は約 13 兆円程度と見られる。(出典) 小野打恵 (NIKKEINET、2005.7.19) (<http://it.nikkei.co.jp/internet/column/contents.aspx?n=MMITbb064019072005>)

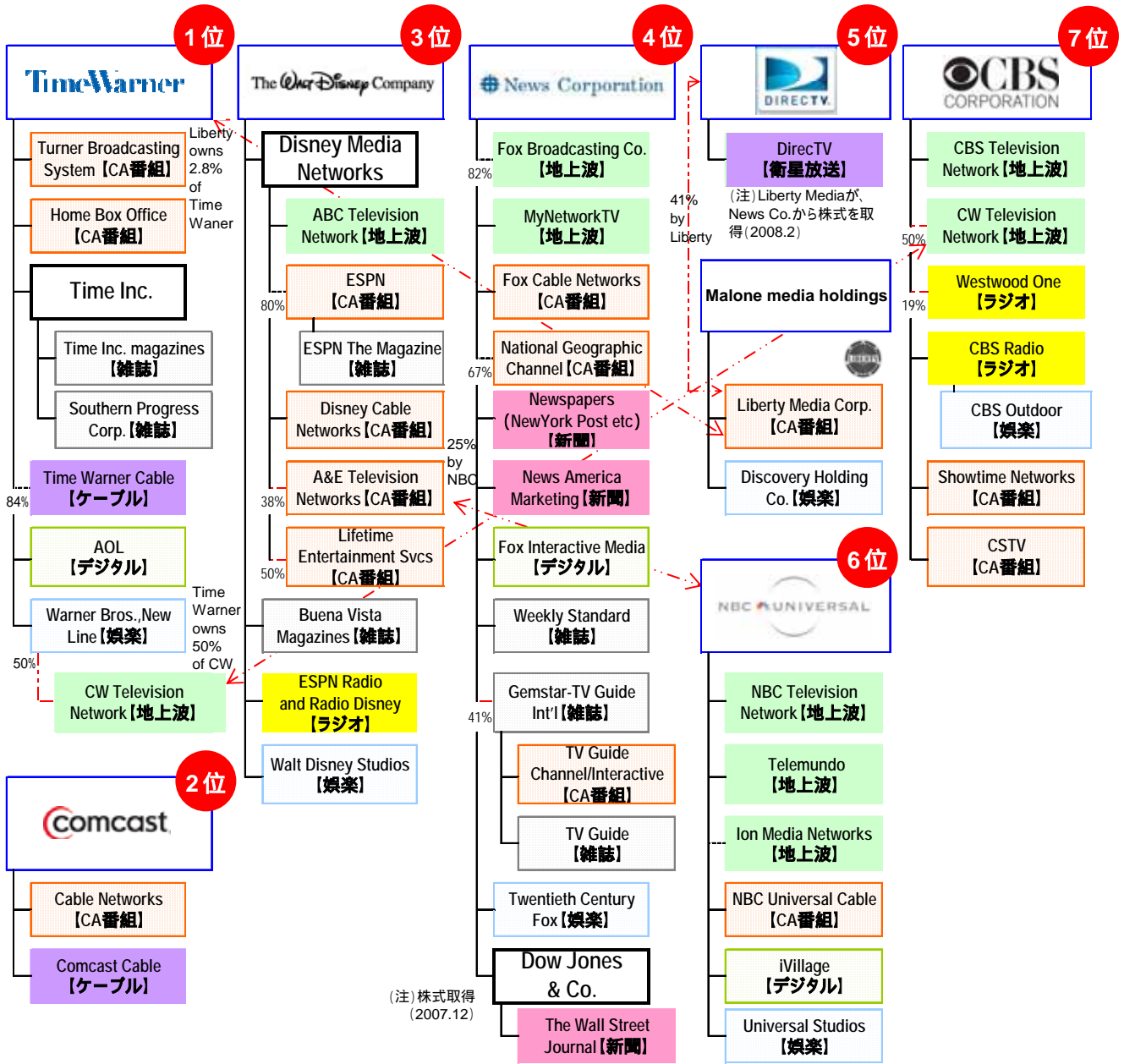
(Advertising Age「MEDIA FAMILY TREES」、総務省のデータをもとに KDDI 総研作成)

^①(脚注1) 最近では、News Corp.によるWall Street Journalを有するDow Jones & Corp.の買収や、著名投資家Sam Zell等によるLos Angeles Timesを有するTribune Companyの買収などの話題がある。

^②(脚注2) Time Warnerは、「不振が続くISPビジネスからオンライン広告ビジネスへとビジネスモデルの変更を急ぐため」として、AOLのネット接続事業の分離を表明。(出典) IDG Japan Webmedia、2008.2.7) (<http://www.computerworld.jp/news/trd/97789.html>)

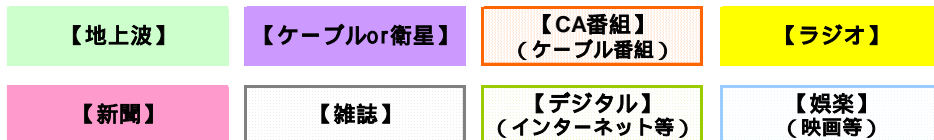
^③(換算レート) 1米ドル=106.58円 (2008年2月1日東京市場TTMレート)

【図表4】 主要関連メディア（白抜き数字は2006年総売上（net revenue）順位）



(2006年(一部最新)のデータに基づく)

【凡例】



—— (実線) 100%所有
 - - - - (破線) 100%未満所有
 - · - · (二点破線) 過半数未満もしくは100以上の株主

(Advertising Age 「MEDIA FAMILY TREES」 をもとにKDDI総研作成)

3 米国マスメディア所有規制の概況

1996年電気通信法改正による規制緩和により、マスメディアの再編は促されてきているが、これらの再編も現行のマスメディア所有規制の枠内で許容されているものに過ぎない。

米国では、表現の自由の保障の観点から、放送番組の多様性を最大限に確保しつつ、公共の利益に反する不適切な経済的集中を防止するために、マスメディアの所有に関する規制を置いている^{④(脚注1)}。

現在、米国のマスメディア所有規制には、地域レベル・全国レベル、又は、同種メディア間・異種メディア間の規制等が存在する^{④(脚注2)}。このうち、今回のFCC裁定の対象となったのは、ケーブルテレビ事業者に対する規制と、新聞/放送局の相互所有規制である(【図表5】参照)。

【図表5】米国における主要なマスメディア所有規制

	メディア	規制内容
全米	テレビ	・ 4大ネットワーク (ABC、CBS、NBC、FOX) の合併禁止 ・ 全国視聴可能世帯数の39%超となる複数局支配禁止
	ケーブル	規制なし 今回、規制を「設定」
地域レベル	テレビ	・ 8局未満の市場 (表注1) では複数局支配不可 ・ 8局以上の市場では一定の条件で2局まで支配可能
	ラジオ	同一市場 (表注2) での局数に応じた複数支配局制限
	新聞 & 放送局	同一市場で日刊新聞 (表注3) の所有者による所有禁止 今回、規制を「緩和」
	テレビ & ラジオ	・ 20以上の独立メディアが存在する市場では、テレビ2局とラジオ6局、又はテレビ1局とラジオ7局まで ・ 10以上の独立メディアが存在する市場では、テレビ2局とラジオ4局まで
(表注1) テレビの市場区分は、A.C.Nielsen社が設定したDMA (Designated Market Area) が用いられる。現在210のDMAが存在する。 (表注2) ラジオの市場区分は、Arbitron社の設定した市場区分 (Arbitron Metro Market) が用いられる。現在302の市場が存在する。 (表注3) 日刊新聞とは、同一市場内で週4日以上発行され、市場内の世帯の5%超の発行部数を有する英字新聞のことをいう。		
(各種資料をもとにKDDI総研作成)		



^{④(脚注1)} 「民主主義が成立するためには多様な言論が保障されねばならない。なるべく多くのメディアが並立する必要がある。複数のメディアがM&Aを繰返し、最後に1つだけになってしまえば、そこが全情報を一元管理し世論を牛耳ってしまう。」(出典) 小林雅一「米国で進む『メディア集中排除規制』の緩和、本音は早期のデジタル放送化」(IT Pro、2003) (<http://itpro.nikkeibp.co.jp/members/ITPro/USIT/20030608/1/>)

^{④(脚注2)} 米国のマスメディア所有規制は、1934年通信法(Communications Act of 1934)、1996年電気通信法、1992年ケーブルテレビ消費者保護法及び競争法等に規定されている。

4 ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制について

4 - 1 規制の内容

ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制（cable horizontal ownership limit）とは、ケーブルテレビ事業者が到達できる加入者数（the number of subscribers）を制限するものである。

放送の多様性を確保するためには、多種多様な映像コンテンツが存在しそれが配信される機会が与えられなければならない。MVPD市場における新規参入や自由競争の促進はその前提となる^①（脚注1）。

そこで、1992年ケーブルテレビ消費者保護法及び競争法は、

1. ケーブルテレビ事業者と資本関係にあるMVPDがそのケーブルテレビで提供できる比率を制限する（垂直的所有規制、又は番組占有率規制）
2. ケーブルテレビ事業者が到達できる加入者数の上限を設ける（水平的所有規制）

と定め^②（脚注2）、1996年電気通信法とともにFCCに具体的な内容を定める権限を与えている^③（脚注3）。

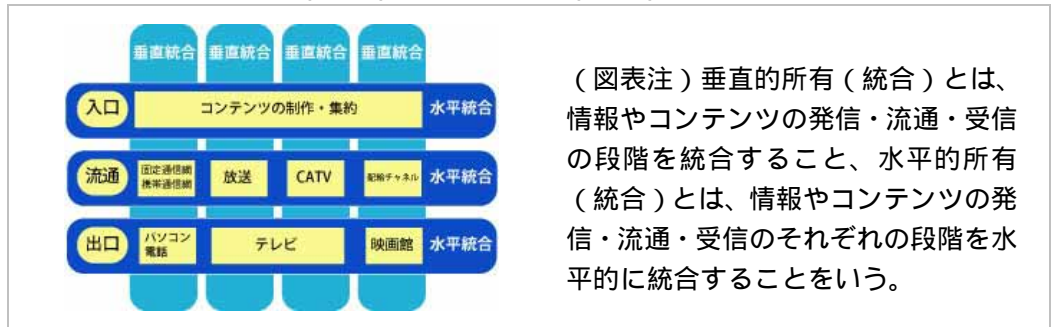


^①（脚注1） 米国議会の事実認識として、「ケーブル産業は高度に集中的となり、その結果として新規の番組提供者に対する障壁が存在し、消費者が視聴できるメディア素材の数が減少している。」（1992年ケーブルテレビ消費者保護法及び競争法第2条（a）（4））「...ケーブル事業者は関連会社であるケーブル番組提供者を優遇する動機と能力を持っている...」（同条（a）（5））「多数のテクノロジー・メディアを通じて多様な番組が提供されるのを推進することが行政上の大きな関心事であるとともに、合衆国憲法修正第1条上の関心事である。」（同条（a）（8））などが示されている。

^②（脚注2） 水平的所有（統合）は、競争関係にある企業間の結合形態であることから、競争単位が減少し競争に及ぼす影響が最も直接的であるとされている。（出典）岸井大太郎ら編「経済法（第4版）」（有斐閣アルマ、2005）

^③（脚注3） 具体的には、「...実装チャンネルが36以上のケーブルシステムが合衆国の全世界帯の70%にとって利用可能となり、利用可能になった世帯の70%がこれらのシステムに加入した時点において、委員会（FCC）は、多様な情報源の提供のために必要な追加的な規則を公布することができる」（いわゆる70/70ルール）（1996年電気通信法第612条（g））「...ケーブル事業者がサービスを提供することが認められるケーブル加入総数について妥当な限度を定める規則を制定すること」（同613条（f）（1）（A））など。

【図表6】垂直的所有（統合）と水平的所有（統合）



(出典) 池末成明「コンバージェンス - 1兆ドルへの挑戦」(東洋経済 Online、2006)

今回のFCCの裁定は水平的所有に対する規制である。すなわち、「1社のケーブルテレビ事業者が到達できる加入者は、全米市場の30%を超えてはならない」とするものである。簡単にいえば、1つのケーブルテレビ事業者が他のケーブルテレビ事業者を吸収合併し、MVPD市場における全世帯の30%を越えるシェアを確保することを制限するという規制である^{④(脚注1)}。

4 - 2 背景

4 - 2 - 1 MVPD市場の現況

MVPDの映像コンテンツは、ケーブルテレビのほか、直接衛星受信(DBS)、ブロードバンドサービスプロバイダー(BSP)、衛星マスターアンテナテレビ(SMATV)、家庭用衛星アンテナ(HSD)、ワイヤレスケーブルテレビ(MMDS)、など種々のシステムにより視聴者に配信される。

しかし、米国のMVPDを利用する9243万世帯のうち実に69.4%のユーザーはケーブルテレビによりMVPDの映像コンテンツを視聴している(【図表7】参照)^{④(脚注2)}。



^{④(脚注1)} FCCは、「垂直的所有」の規制に関しても検討中で、同日(2007.12.18)よりパブリックコメントの受付を開始している。具体的には、制限を定めるための適切な方法論、関連番組と配信市場の定義など、4つのテーマについてコメントを求めている。

^{④(脚注2)} 最新の情報では、ケーブルテレビ事業者のシェアは68.2%。「13th Annual Video Competition Report」(FCC、2007.11.27)

【図表7】 MVPD市場におけるシステムシェア（2005年）

MVPD	1.Cable	2.DBS	3.BSP	4.SMATV	5.HSD	6.MMDS
9423万世帯	69.4%	27.7%	1.5%	1.06%	0.22%	0.11%

（表注）

【2.DBS (Direct Broadcast Satellite)】直接公衆（一般家庭等）によって受信されることを目的とする高出力の衛星を利用する。（例）DirecTV、EchoStar

【3.BSP (Broadband Service Providers)】BSPは、「ビデオ、音声、データサービスを新技術により単一のネットワーク上で提供する新事業者」と定義される（通信事業者又は自治体が新たに敷設したブロードバンド回線で提供する多チャンネルサービス）。

【4.SMATV (Satellite Master Antenna Television)】プライベートケーブルシステムとも呼ばれ公的な線路施設権を使用しない閉鎖的な伝送路を利用する。

【5.HSD (Home Satellite Dish)】一般にCバンド放送と呼ばれ、Cバンド衛星により送信されるアナログ信号で家庭に受信される。

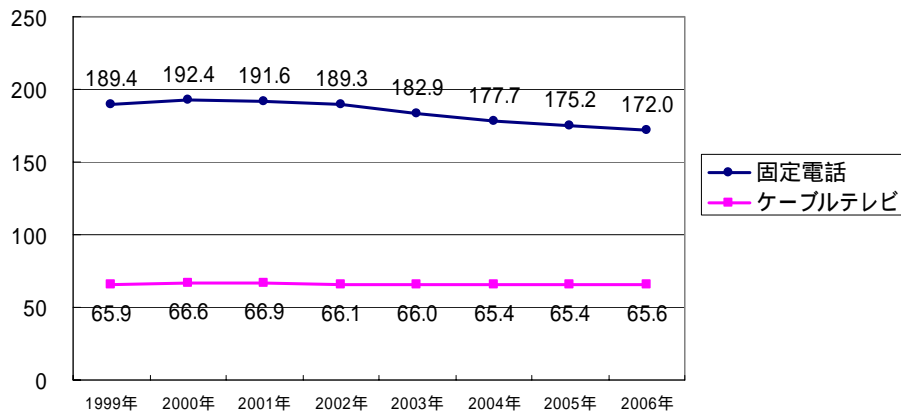
【6.MMDS (MultiChannel Multipoint Distribution Service)】CATV用無線回線を想定して設けられた、2GHz帯を使用した無線ケーブルを利用する。

（FCC資料をもとにKDDI総研作成）

米国のケーブルテレビは、MSO (Multiple System Operator) と呼ばれるケーブルテレビ事業者がインフラを提供する。現在、米国におけるケーブルテレビの加入者数は約6560万（【図表8】参照）、テレビ所有世帯に対する加入比率は58.8%となっている（【図表9】参照）^④（脚注）。

【図表8】 米国ケーブルテレビ加入者数（参考：米国固定電話加入者数）

（単位：百万加入）



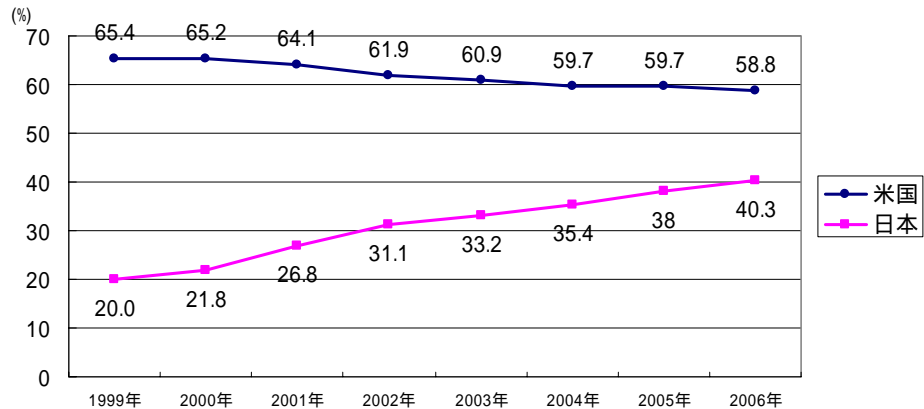
（FCC等のデータをもとにKDDI総研作成）



④（脚注） DBS（直接衛星受信）の対テレビ所有世帯加入比率は約25%。

米国 ケーブルテレビ事業者への
水平的所有規制について

【図表9】日米ケーブルテレビ普及状況



(図表注) 米国の数値は「対テレビ所有世帯加入比率」、日本の数値は「世帯普及率」
(総務省、FCC のデータをもとに KDDI 総研作成)

MSOの最大手はComcast、第2位はTime Warner Cable(いずれも4ページ【図表4】参照)、以下、Cox、Charter、Adelphia、Cablevisionと続く。

テレビ所有世帯に占めるケーブルテレビ加入比率の高さを反映し、MVPD市場においても、ケーブルテレビ事業者の占有率は高い値を示している。

実際に、最大手のComcastは、同社単独でMVPD市場における約23%のシェアを占めている(【図表10】参照)。最新の情報では現在Comcastの加入者は2610万、シェアは27%に達すると見られている^④(脚注)。

【図表10】MVPD市場における各社の占有率(2005年)

Rank	Company	占有率 (%)	Rank	Company	占有率 (%)
1	Comcast	22.99	6	Charter	6.37
2	DirecTV(表注1)	15.72	7	Adelphia	5.50
3	EchoStar(表注2)	12.27	8	Cablevision	3.22
4	Time Warner	11.69	9	Bright House	2.34
5	Cox	6.73	10	Mediacom	1.55

(表注1)(表注2) DirecTV、EchoStarはDBS(直接衛星受信)

(FCCのデータをもとにKDDI総研作成)



^④(脚注) The Wall Street Journal(2007.12.18)等による。なお、Comcastの加入者数は、2140万(2005)、2340万(2006)と増加している。加入者数増加は、主として他のケーブル事業者の吸収合併によるところが大きい。

今回の「ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制」の設定は、ケーブルテレビ事業者、とりわけComcastによるMVPD市場における占有率が高まる中、「MVPD市場に新規事業者を参入させることで当該市場の競争を促し、消費者により多くの番組選択と多様性を提供する^{☞(出典)}」ことを目的としてFCCにより採決された。

4 - 2 - 2 ケーブルテレビ料金の高騰

また、もう1つの理由が主張されている。ケーブルテレビ料金の上昇が止まらないという問題である。

ケーブルテレビの料金（基本番組セット）は、1995年を基準とする消費者物価指数（Consumer Price Index：CPI）との比較でみると、CPIが30%弱の上昇に過ぎないのに対し、90%超も上昇している（【図表11】参照）^{☞(脚注1)}。

これに対し、全米ケーブルテレビ協会（National Cable & Telecommunications Association：以下「NCTA」）は、「ケーブルテレビの料金は、視聴者に新しいサービスを提供するために実際に必要な費用、すなわち、優良な番組の制作費、光ファイバーネットワークの構築費、人件費、研修費などを反映させたものである。視聴者は、多様で高品質で料金に見合ったサービスを手に入れることができる。消費者こそ本物の勝者である。」と正当化する主張をしている。

しかし、消費者団体は早くからこれを非難してきており^{☞(脚注2)}、また、FCCのMartin委員長も2004年の就任以来、ケーブルテレビ料金が急速に高騰することに対し、繰り返し批判してきている。



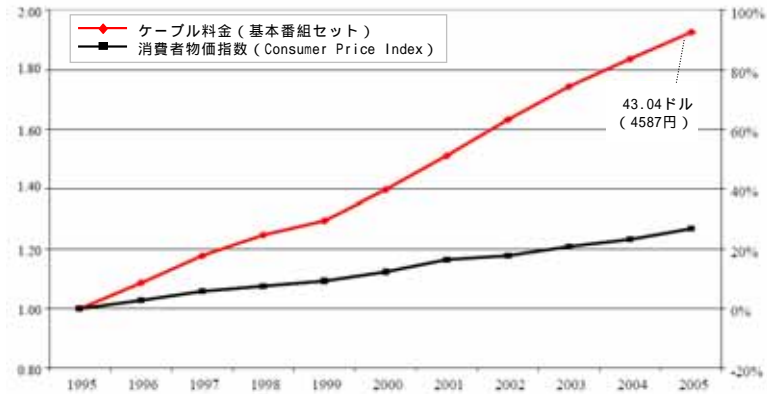
^{☞(出典)} 「FCC Adopts Rules to Promote Video Programming Diversity by Ensuring New Video Programmers Can Enter and Compete in Video Market」(2007.12.18)

^{☞(脚注1)} The New York Times (2007.11.18) は、ケーブルテレビの料金高騰とインフレ率との比較を行っている。1984年を基準とした上昇率で見ると、インフレ率が+100%程度の上昇に対しケーブルテレビの料金上昇率は+230%である。

^{☞(脚注2)} 例えば、米国の有力な消費者団体であるConsumers UNION（消費者同盟）は、ケーブルテレビの料金上昇を「SKYROCKETING（ウナギ上り）」と強く非難している。

米国 ケーブルテレビ事業者への
水平的所有規制について

【図表11】 ケーブルテレビ料金の高騰



(FCCのデータをもとにKDDI総研作成)

4 - 3 規制「強化」と規制「緩和」のバランス

1996年電気通信法により、規制緩和が進められ市場競争が進む中で、ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制の設定はその方向性に逆行する感が否めない。この点、FCCにおいて同じ日に採決されたもう1件の裁定である「新聞/放送局相互所有規制の緩和」(次ページ「コラム」欄参照)との関係がある。

今回の2件の採決は、いずれもFCC委員(5名)全員の合意によるものではなく、共和党と民主党の各委員の議決が完全に割れる結果となっている(【図表12】参照)。

【図表12】 FCCにおける裁定結果

項目	Martin委員長	共和党	民主党
ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制の設定	賛成	反対×2 (表注)	賛成×2
新聞/放送局相互所有規制の緩和	賛成	賛成×2	反対×2

(表注) 反対派からは、MVPD市場において衛星放送の普及やAT&T、Verizonなどの進出(後述、第5章参照)により競争環境は十分進展しており、ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制の設定は不要である、などの批判がなされている。

(FCC資料をもとにKDDI総研作成)

今回の水平的所有規制の設定は、それ自体単独で見た場合、MVPD市場におけるケーブルテレビ事業者の寡占状態の進展を踏まえた合理的な規制であるとの見方も可能である。しかし、実際には、もう1件の裁定事項である、「新聞/放送局相互所有規制」の緩和とのバランスにより、共和党の立場から、本来規制緩和を推進する立場にあると見られるMartin委員長が、規制の強化を訴える民主党側に

配慮したと見ることも可能といえる^④(脚注)。

この点、The Wall Street Journal (2007.12.19) は、「Martin's Double Vision」と題し、「なぜ、FCCは全く同じ日に2つの裁定を採決したのか。」と採り上げ、「新聞は、自身に利益になるニュース(=新聞/放送局相互所有規制)を採り上げることとなり、ケーブルテレビ事業者に対する規制に関する取扱いが小さくなる(=注目度が減る)からである。」と指摘している。

【コラム】新聞/放送局相互保有所有規制の緩和について

「新聞/放送局相互所有規制」とは、同一市場内における日刊紙と放送局の所有を禁止するものである。前述したケーブルテレビ事業者への水平的所有規制とは異なり、地域レベルでの所有規制である。

1975年以来、同一市場内では、日刊新聞を所有・支配している者による放送局の所有が禁止されてきた。目的は、多様な言論を確保するという点にある。

しかし、インターネットの発達、普及などによりメディアの環境が大きく変化し、新聞、とりわけ地方新聞の弱体化が進んでいる。環境の変化に伴い、新聞社の広告収入が激減し(【図表13】参照)、新聞社の経営が成り立たなくなっているという状況のもと、今回の裁定が採決された。

【図表13】新聞広告成長率(単位:%)

年	新聞広告	GDP	年	新聞広告	GDP
1950-	5.9	6.0	1980-	8.1	7.6
1960-	4.5	7.0	1990-	4.2	5.4
1970-	10.0	10.4	2000-	-0.7	5.1

(FCCのデータをもとにKDDI総研作成)



^④(脚注) FCCのMartin委員長は、「新聞/放送局相互所有規制の緩和」の発表に際し、「これまでの1年半にわたり、委員会は最も議論のあり対立を生じる問題に取り組まなければならなかった。」とコメントし、さらに「『新聞/放送局相互所有規制の緩和』を実現するために、時間とお金をかけて十分なプロセスを踏んできた」ことを特に強調している。(PRESS STATEMENT OF CHAIRMAN KEVIN J. MARTIN、DOC-278932A2、2007.12.18)

今回の裁定は、弱体化しつつある地方の新聞業界を救済し、多様な言論を確保しようとするための規制緩和である^㉞(脚注)。規制内容は【図表14】の通りである。

【図表14】新聞 / 放送局相所有規制の緩和

< 新たな規制内容 >

1. 概要

FCCは、下記の2の基準に則し当該相互所有が公益に合致するかどうか推定を行い、公益に合致すると判断した場合に認可する。

2. 公益に関する推定基準

A. 上位20市場における統合要件(下の要件を満たす場合、公益に合致すると推定)

- ・ 大規模日刊紙1紙のみとテレビ又はラジオ局1局のみとの統合に限る。
- ・ テレビ局を統合する場合、統合後に当該市場にて、独立に所有される主要メディア(大規模新聞社、完全な力のあるTV局を含む)が8社以上存在すること。
- ・ DMA内の上位4社に入るテレビ局は、統合の対象にすることができない。
- ・ 主要日刊新聞社は、放送会社、テレビ会社のいずれか1社に限り統合できる。

B. A以外の新聞・放送局の相互所有は公益に反すると推定される。ただし、破綻し又は破綻しつつある新聞又は放送局に係る相互所有の場合や当該市場におけるローカルニュースの新たな供給源となる場合、その推定は覆される。

3. 公益に関する推定を踏まえた具体的判断

2の基準に基づき公益に反すると推定された場合、それを覆すためには、当該相互所有により独立したニュース発信元の多様性が増し、当該市場における競争が促進されることを示す明白かつ説得力のある証拠を提示する必要がある。FCCは、DMA内における集中度合い、相互所有の対象となる新聞・放送局によるローカルニュースの提供の増加具合、相互所有の対象となる新聞・放送局の雇用、報道の独立性、経営状況を加味して判断する。

(「海外電気通信2008年冬季号」(国際通信経済研究所)をもとにKDDI総研作成)

5 関係者の動向

5 - 1 ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制に対する評価

ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制に関し、FCC委員(5名)全員が賛成、反対の各自の立場からコメントを発表している(反対派につき、【図表12】参照)。また、消費者団体は規制賛成の立場から、そして、直接の利害関係者であるComcastやNCTA(全米ケーブルテレビ協会)は規制反対の立場からコメントを発表している。

特に、直接的な不利益を被るComcastは、AT&T、Verizonを引き合いに出し、「MVPD市場は、衛星放送やAT&T、Verizonのような通信会社によって激しい競争が



^㉞(脚注) 地方新聞局の救済という側面だけでなく、地上デジタル放送への完全移行(2009年2月予定)を控え相当な投資を要する地方放送局の救済の側面もあると見られる。(出典)小林雅一「米国で進む『メディア集中排除規制』の緩和、本音は早期のデジタル放送化」(IT Pro、2003)(<http://itpro.nikkeibp.co.jp/members/ITPro/USIT/20030608/1/>)

行われている。にもかかわらず、このような規制を設けることは、ケーブルテレビ事業者を犠牲にして通信会社を援助するものである。FCCは、2005年に2件の通信会社の巨大合併を認めている^{☞(脚注1)}。ケーブルテレビ事業者が結合してもAT&T社に及ばない。Comcastが巨大通信会社に匹敵するなどとは想像もつかない。」(David Cohen Comcast副社長)と主張している^{☞(出典)}。

確かに、売上でみた場合、AT&Tの631億ドル(2006年)、Verizonの881億ドル(2006年)は、Comcastの売上274億ドル(2006年)の2倍から3倍の規模である。

しかし、AT&T、Verizonの両社の映像サービスの加入者数は、現在のところ、Comcastには遠く及ばない(【図表15】参照)^{☞(脚注2)}。

【図表15】通信キャリアによる映像サービス

キャリア名	ブランド名	提供開始	加入者数(2007.9)
AT&T	U-Verse	2006年6月	126,000
Verizon	FiOS	2005年9月	717,000
(参考) Comcast加入者数 26,100,000 (2007)			

(各種データをもとにKDDI総研作成)

現時点では、両社の参入がMVPD市場における活発な競争をもたらしているとは言い難い状況にある^{☞(脚注3)}。



^{☞(脚注1)} 米国では、2005年に2件の通信会社の大型合併が成立している。地域通信2位のSBCコミュニケーションズが長距離通信1位のAT&Tを、地域通信1位のVerizonが長距離通信2位のMCIをそれぞれ買収した。当時、この合併により、米国通信市場に占める両社の割合は固定通信で7割、携帯電話市場で6割を超えていたが、FCCにより合併が認可された。(出典)「テレコミュニケーション虎の巻2006」(KDDI、2006)

^{☞(出典)} 「Comcast Plans to Take FCC To Court Over 30% Ownership Cap」
(Broadcasting & Cable、2008.2.12)
(<http://www.broadcastingcable.com/article/CA6531405.html>)

^{☞(脚注2)} ただし、「Verizonについて同社の加入者数を2006年9月発表の短期長期目標をもとに年率で計算した目標値でみるとその目標を達成しているといえる。」(出典)小池良次「NGN プームなき放送・通信融合サービス 米国の次世代トリプルプレーを占う。」(米国発ITトレンド第43回、2008.1.15)(<http://www.blwisdom.com/trend/43/index.html>)

^{☞(脚注3)} 「Comcastに対する規制は、AT&T、Verizonが各地域でケーブルに優位に立つための手助けとなる。」(出典)「Court Action Likely To Stop FCC Cap」(Multichannel News、2007.12.28)(<http://www.multichannel.com/article/CA6515686.html?rssid=196>)

5 - 2 訴訟の可能性

ケーブルテレビ業界における市場寡占による弊害は今にはじまったものではない。もともと、1992年ケーブルテレビ消費者保護法及び競争法は、市場寡占による弊害を排除するために所有規制を図ろうとしていた。実は、FCCは、1993年にも今回と同様、ケーブルテレビ事業者が到達できる加入者数の上限を30%に制限するという裁定を採択している。

しかし、ケーブルテレビ事業者大手のTime Warner Entertainment（当時）が、ケーブルテレビ事業者に対する上限ルールの設定は、修正憲法1条に反して違憲であるとして訴訟を提起したところ、2001年3月、Washington D.C.連邦控訴裁判所は、「上限ルールを設定を設けること自体は違憲ではないが、FCCによる当該規定は合理性に欠け無効である^{④（脚注1）}」との判断を示したのである。

今回の裁定は、前述した状況を踏まえた上で、FCCが再度ケーブル事業者への水平的所有規制の設定に係る採決に踏み切ったものである^{④（脚注2）}。

David Cohen Comcast副社長は、「早い機会に法廷で是非を問いたい。」と主張しており、今回のFCC裁定が再び裁判所で争われることは確実である。

📖 執筆者コメント

日米両国において、具体的な内容には相違があるものの、今回、マスメディア集中排除原則もしくはマスメディア所有規制の緩和の動きがほぼ同時期に行われたことは偶然ではないだろう。巨額の投資を要するデジタル化、IT化への対応に備え業界再編の必要性に迫られているのである。

日本においては、現在のところ、ケーブルテレビ事業者に対する水平的所有規制の声は挙がっていない。むしろ、当面はケーブルテレビ事業者による水平的所有は進んでいくことになると思われる^{④（脚注3）}。



^{④（脚注1）} 裁判所は、FCCが上限を30%に設定した根拠（計算方法等）をことごとく否定し、「FCCの主張を根拠づける証拠は示されていない。」と判示している。

^{④（脚注2）} 「新聞/放送局相互保有所有規制」の緩和についても、かつてFCCが裁定した内容（今回とは異なる規制内容）が審理不十分として連邦控訴裁判所により差し戻されたことがある（2004.6）。

^{④（脚注3）} 日本においてケーブルテレビ加入世帯の市場占有率27.1%を占めるジュピターテレコム（J:COM）は、同社の方針説明の中で「M&Aによる顧客基盤拡大」を明確化している。（<http://www.jcom.co.jp/>）

そのような潮流の中、FCCがケーブルテレビ事業者への水平的所有規制に改めて乗り出したことはやはり異質である。とくに、政策的には経済の自由化、効率化、大企業の利益を重視する立場を採っていると認められる共和党のもとでの動きであることを考慮すると、なおさら違和感を拭い得ない。

この点、「ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制」により、実質的に不利益を被るのはComcast1社である、それに対し、新聞、放送業界が「新聞/放送局相互所有規制」の緩和により得る利益、さらに、Comcastを規模的に大きく上回るAT&TやVerizonなど巨大通信会社が、ケーブルテレビ事業者への水平的所有規制により間接的に得る利益などを総合的に考慮すれば、共和党のMartin委員長の行動も決して不可解ではない、という見方もできようか。

いずれにせよ、当該規制の行方は訴訟に委ねられることになる。今後も、その動向が注目される。

📖 出典・参考文献

本文中記載の出典・参考文献のほか、以下の文献を参照。

- ・ FCCホームページ (<http://www.fcc.gov/>)
- ・ 総務省「ケーブルテレビの現状」(2007)
- ・ 総務省「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会報告書」(2007)
- ・ 総務省「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会報告書」(2006)
- ・ 川井康(株)KDDI総研「通信分野における競争政策の国際的展開」(2006)
- ・ 鈴木香「連邦通信委員会(FCC) ビデオ・プログラミング市場に関する第9次年次報告書を発表」(KDDI総研 R&A 2003.3号)
- ・ (株)電通総研「米国におけるメディア・コンテンツ産業競争政策の動向調査報告書」(2002)
- ・ 上原伸元「米国の放送メディアをめぐる所有規制の推移 - 放送メディアの発展と規制緩和の論理 - 」(2002)
- ・ 越川洋「米ケーブル産業の集中化と規制緩和」(NHK放送文化調査研究年報第46集、2001)
- ・ 菅谷実「アメリカのメディア産業政策」(中央経済社、1997)
- ・ (財)国際通信経済研究所「米国通信法対訳」(1997)
- ・ NHK放送文化研究所編「データブック世界の放送」(各年版) 等

【執筆者プロフィール】

氏 名：藤崎 太郎(ふじさき たろう)
専 門：米州・大洋州の通信市場に関する調査研究
Email : ta-fujisaki@kddi.com